

平成30年度 滋賀県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業募集要項

滋賀県内において質の高い介護人材育成、確保および定着を支援するため、実務者研修施設に在学し介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、資格取得に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。また、介護福祉士資格登録後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

実務者研修施設に在学している（実務者研修を受講している。以下、同じ。）者で、次の①～②の要件を満たす者

- ①卒業後に県内に所在する施設等※で介護等の業務に従事する意思のある者。（※一部例外あり 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第3条参照）
- ②平成30年4月1日以降に実務者研修受講施設に在学しており、実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有する見込みのある者。

2. 貸付額

貸付額 200,000円以内※

貸付金の使途 実務者研修施設に支払う受講料、実習費及び教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費及び国家試験受験手数料等が貸付の対象

（※一括で貸し付けるものとする）

3. 貸付期間

実務者研修施設に在学する期間

4. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は延滞利子がつきます）

5. 連帯保証人

- ・成年者1名をたてなければならない。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること。
- ・連帯保証人は貸付を受けたものと連帯して債務を負担するものとする。

6. 返還免除

実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験に合格した日（国家試験を合格した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、滋賀県内で継続して2年以上介護等の業務に常時従事した場合、または常時従事しない場合であって月15日以上に従事日数がある場合。

ただし、国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき翌年の国家試験を受験する意思があると認められた場合は、翌年度の国家試験に合格した日を国家試験の合格日とすることができる。

7. 申請に必要な書類

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書

(個人情報取得・利用(取り扱い)の同意を含む)

- (2) 介護福祉士実務者研修受講証明書
- (3) 実務経験証明書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

8. 申請方法

申請者が直接、滋賀県介護・福祉人材センターに必要書類を提出
申請の受付期間は、申請者が実務者研修を受講している期間中とする

9. その他

- (1) 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする
- (2) 生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金など、国庫補助で実施されている貸付事業(修学に関する貸付)と併せての利用は不可。また、雇用保険教育訓練給付金と重複して受けることはできない。
- (3) 制度詳細は、ホームページをご確認ください。

10. 問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター
〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1

ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階

TEL : 077-567-3925 FAX : 077-567-3928

ホームページ : <http://www.shigashakyo.jp/>